

エチレングリコール等67物質に 濃度基準値が設定されました！

令和4年5月の労働安全衛生関係法令の改正により導入された『新たな化学物質管理』によって、令和6年4月1日から、事業者は、厚生労働大臣が定めるものを製造し、または取り扱う**屋内作業場**において、労働者がこれらの物にばく露される程度を、厚生労働大臣が定める濃度の基準（以下、「**濃度基準値**」）といいますが、**以下にしなければならない**こととなりました。

本紙裏面に掲げる**濃度基準値が設定された67物質**について、**屋内作業場にて製造・取扱がある場合**には、「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準値の適用等に関する技術上の指針」に基づき、労働者のばく露の程度が**濃度基準値以下であることを確認**しましょう。

1 濃度基準値設定物質の確認

化学物質安全データシート（SDS）に記載されている化学物質名と、本紙裏面に掲載している濃度基準値設定物質と照合し、使用の有無について確認します。

なお、今後濃度基準値の設定に伴って、濃度基準値が設定されている化学物質を含有する製品のSDSには、その値が記載されることとなっています。

2 リスクの見積もりによる初期調査

リスクアセスメントによる作業内容の調査、場の測定の結果及び数理モデルによる解析の結果等を踏まえ、労働者のばく露の程度を評価します。

その方法の一つとしてリスクアセスメントツール「**CREATE-SIMPLE**」^{※1}を用いて推定したばく露濃度と、濃度基準値を比較する方法があります。

3 確認測定の実施

②において評価した結果、推定したばく露濃度が、八時間濃度基準値の1/2程度を超えると評価された場合には、**確認測定**^{※2}を行います。

確認測定は、労働者のばく露の程度が最も高いと想定される労働者に対して、当該労働者の呼吸域における物質の濃度を測定することで行います。

<SDSの例（抜粋）>



1. 化学品等及び会社情報

化学品等の名称 不凍液

3. 組成、成分情報

化学名 **エチレングリコール**

8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度 設定されていない

ACGIH 100mg/m³

濃度基準値

八時間濃度基準値 10 ppm

短時間濃度基準値 50 ppm

(※1)
CREATE-SIMPLEの
ダウンロードはこちら
(職場のあんぜんサイト)



(※2)
確認測定の実施方法（技術上の指針）や
濃度基準値設定物質の詳細はこちら
(厚生労働省ホームページ)



濃度基準値設定物質一覧

物の種類	八時間濃度基準値	短時間濃度基準値	物の種類	八時間濃度基準値	短時間濃度基準値
アクリル酸エチル	2 ppm	—	イソブレン	3 ppm	—
アクリル酸メチル	2 ppm	—	イソホロン	—	5 ppm
アクroleイン	—	0.1 ppm※	一酸化二窒素	100 ppm	—
アセチルサリチル酸 (別名アスピリン)	5 mg/㎡	—	イブシロン-カプロラクタム	5 mg/㎡	—
アセトアルデヒド	—	10 ppm	エチリデンノルボルネン	2 ppm	4 ppm
アセトニトリル	10 ppm	—	2-エチルヘキサン酸	5 mg/㎡	—
アセトンシアノヒドリン	—	5 ppm	エチレングリコール	10 ppm	50 ppm
アニリン	2 ppm	—	エチレンクロロヒドリン	2 ppm	—
1-アリルオキシ-2, 3-エポキシプロパン	1 ppm	—	エピクロロヒドリン	0.5 ppm	—
アルファ-メチルスチレン	10 ppm	—	塩化アリル	1 ppm	—
オルト-アニシジン	0.1 ppm	—	ジクロロエチレン (1, 1-ジクロロエチレンに限る。)	5 ppm	—
キシリジン	0.5 ppm	—	2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸	2 mg/㎡	—
クメン	10 ppm	—	1, 3-ジクロロプロペン	1 ppm	—
グルタルアルデヒド	—	0.03 ppm※	2, 6-ジ-ターシャリー-ブチル-4-クレゾール	10 mg/㎡	—
クロロエタン (別名塩化エチル)	100 ppm	—	ジフェニルアミン	5 mg/㎡	—
クロロピクリン	—	0.1 ppm※	ジボラン	0.01 ppm	—
酢酸ビニル	10 ppm	15 ppm	N, N-ジメチルアセトアミド	5 ppm	—
ジエタノールアミン	1 mg/㎡	—	ジメチルアミン	2 ppm	—
ジエチルケトン	—	300 ppm	臭素	—	0.2 ppm
シクロヘキシルアミン	—	5 ppm	しょう脳	2 ppm	—
タリウム	0.02 mg/㎡	—	パラ-ジクロロベンゼン	10 ppm	—
チオりん酸O, O-ジエチル-O-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル) (別名ダイアジノン)	0.01 mg/㎡	—	パラ-ターシャリー-ブチルトルエン	1 ppm	—
テトラエチルチウラムジスルフィド (別名ジスルフィラム)	2 mg/㎡	—	ヒドラジン及びその一水和物	0.01 ppm	—
テトラメチルチウラムジスルフィド (別名チウラム)	0.2 mg/㎡	—	ヒドロキノン	1 mg/㎡	—
トリクロロ酢酸	0.5 ppm	—	ビフェニル	3 mg/㎡	—
1-ナフチル-N-メチルカルバメート (別名カルバリル)	0.5 mg/㎡	—	ビリジン	1 ppm	—
ニッケル	1 mg/㎡	—	フェニルオキシラン	1 ppm	—
ニトロベンゼン	0.1 ppm	—	2-ブチナール	—	0.3 ppm※
N-[1-(N-フルマル-ブチルカルバモイル)-1H-2-ベンゾイミダゾリル]カルバミン酸メチル (別名ベノミル)	1 mg/㎡	—	フルフラール	0.2 ppm	—
1-プロモプロパン	0.1 ppm	—	フルフリルアルコール	0.2 ppm	—
ほう酸及びそのナトリウム塩 (四ほう酸ナトリウム十水和物 (別名ホウ砂)に限る。)	ホウ素として 0.1 mg/㎡	ホウ素として 0.75 mg/㎡			
メタクリロニトリル	1 ppm	—			
メチル-ターシャリー-ブチルエーテル (別名M T B E)	50 ppm	—			
4, 4'-メチレンジアニリン	0.4 mg/㎡	—			
りん化水素	0.05 ppm	0.15 ppm			
りん酸トリトリル (りん酸トリ(オルト-トリル)に限る。)	0.03 mg/㎡	—			
レソルシノーール	10 ppm	—			

- この表の中欄及び右欄の値は、温度 25 度、1 気圧の空気中における濃度を示す。
- ※の付されている短時間濃度基準値は、十五分間時間加重平均値が超えてはならないものであることに加え、努力義務として設定されている天井値。

化学物質管理に関する
相談窓口はこちら
(厚生労働省ホームページ)

